## 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 審查基準 (不利益処分関係)

|   |    |         |      | 資料番号    | 2 8          |            | 担当課 | 消防防災安全課 |
|---|----|---------|------|---------|--------------|------------|-----|---------|
| 法 | 令名 | 高圧ガス保安法 | 根拠条項 | 5 6 - 1 | 不利益処分<br>の種類 | 不合格容器の処分命令 |     |         |

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)

(くず化その他の処分)

第56条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。

## [参考条文]

高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号)

第18条(都道府県が処理する事務)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定